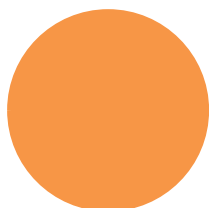




第5章

計画の推進体制



第5章 計画の推進体制



1 推進体制

(1) 庁内関係各課との連携強化

庁内関係各課において、情報提供や意見交換を積極的に行うためのワーキンググループを形成し、男女共同参画社会の実現にむけて連携を強化します。

(2) 市町・県・事業所・団体との連携強化

県、市町間で情報交換や意見交換を行います。また、町内民間団体等との連携を強化し、主体的な取組を支援します。

(3) 計画の適正な進捗および執行管理

現状や施策の推進状況をわかりやすく示し、計画の着実な推進を図るため、必要に応じて意識調査の実施、管理体制の見直しを行います。

(4) 進捗・執行管理に基づいた計画の見直し

進捗・執行管理のために意識調査を行った場合、現状と今後の見通しを鑑みた計画の見直しを検討します。

(5) 推進状況の情報公開

本計画の推進状況に関して定期的にインターネットにおいて情報公開を行います。

2 目標指標

計画の実現に向けて、次の目標指標を掲げます。なお、達成度を図るために、各目標年度の前年に調査を実施します。

○基本目標Ⅰ 誰もが尊重される意識づくり

指標	説明	実績	目標		備考
		2018(H30)	2023(R5)	2028(R10)	
「男女共同参画社会」認知率	男女共同参画社会の「内容を知っている」と回答した人の割合	27.6%	40.0%	50.0%	意識調査
「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」という考え方に同感しない人の割合	「男性は仕事、女性は家事・育児・介護」という考え方に「同感しない」「どちらかといえば同感しない」人の割合	60.6%	70.0%	75.0%	意識調査 県目標値 70%(2020)
小・中学校における副読本の活用率	町内小・中学校において、授業等で副読本を活用した学校の割合	50.0%	100%	100%	

○基本目標Ⅱ 誰もが参画できる環境づくり

指標	説明	実績	目標		備考
		2018(H30)	2023(R5)	2028(R10)	
女性の自治会長の人数	町内における女性の自治会長の延べ人数	2人 (延べ)	3人 (2019~2023)	6人 (2019~2028)	
審議会等に参画する女性委員の割合	法律又は条例、要綱の定めにより設置された町の附属機関等の委員に占める女性の割合	25.2%	30.0%	35.0%	県目標値 40%(2020)
職場において男女平等と感じる住民の割合	「募集や採用」、「賃金」等各分野において「男女平等」と回答した人の割合	48.0%	55.0%	60.0%	意識調査
滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業企業数	次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定し、県に登録した町内企業数	8社 (累計)	15社 (累計)	20社 (累計)	県目標値 1,000社 (2019)

○基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会づくり

指 標	説 明	実 績	目 標		備 考
		2018(H30)	2023(R5)	2028(R10)	
DV 被害者のうち、相談しなかった人の割合	ドメスティック・バイオレンスおよびデート DV を受けたことがある人のうち「相談しなかった」「相談するところがわからなかった」人の割合	21.0%	15.0%	10.0%	意識調査
セクシュアルマイノリティ（性的少数者）に対する理解度	セクシュアルマイノリティ（性的少数者）の「内容を知っている」と回答した人の割合	32.4%	50.0%	65.0%	意識調査

○推進体制の充実（行政の取組）

指 標	説 明	実 績	目 標		備 考
		2018(H30)	2023(R5)	2028(R10)	
管理職への女性職員の登用	管理職（課長相当職以上）に占める女性の割合	28.9%	30.0%	35.0%	
関係各課との連携強化	庁内関係各課においてワーキンググループを形成し、連携を強めることで施策の効果的な推進に努めます。	無	2回/年	2回/年	会議開催
条例の制定	男女共同参画推進のための条例制定	無	有	—	
愛荘町男女共同参画推進計画の認知度	愛荘町男女共同参画推進計画について「内容を知っている」と回答した人の割合	6.7%	20.0%	40.0%	意識調査